

石川県地域防災計画(原子力防災計画編)の修正(案)の概要

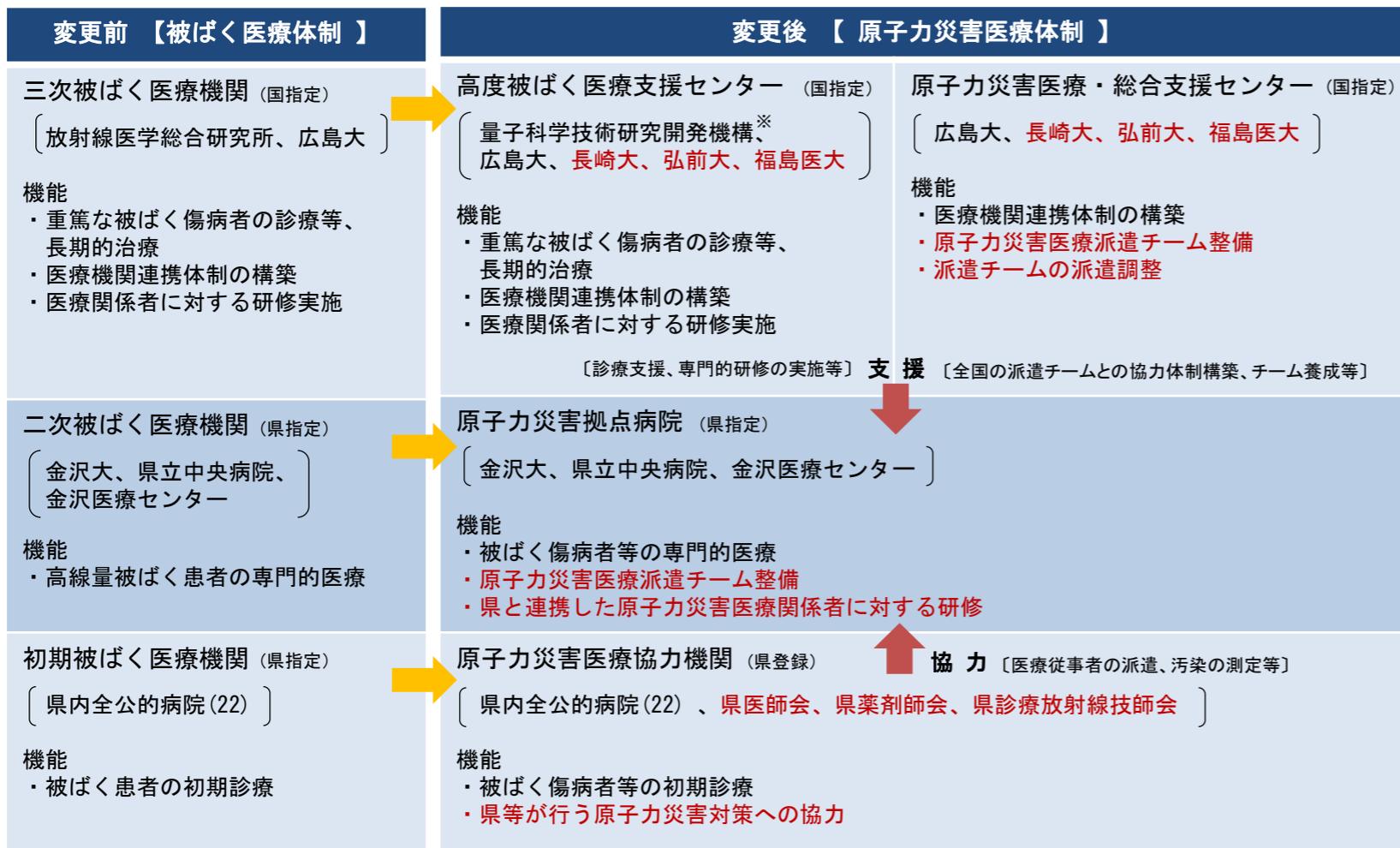
主な内容

国の原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、「原子力災害医療体制」の整備、「避難退域時検査」の実施、「緊急時活動レベル(EAL)」の判断基準の見直しなど 所要の修正を行う。

1 原子力災害医療体制の整備

大規模な自然災害等との複合災害時において、被ばくのおそれのある傷病者への診療や関係機関との連携を強化する。

- 金沢大学附属病院、県立中央病院、金沢医療センターに、新たに原子力災害医療派遣チームを設け、名称を「二次被ばく医療機関」から「原子力災害拠点病院」に変更する。また、県内全公的病院(22機関)に県医師会、県薬剤師会等を加え、名称を「初期被ばく医療機関」から「原子力災害医療協力機関」に変更する。



※ 基幹高度被ばく医療支援センターとして他の支援センターの教育や支援を実施(放射線医学総合研究所から名称変更)

- 県災害対策本部員(健康福祉部長)の下に原子力災害拠点病院や災害医療協力機関等との調整を行う「原子力災害医療調整官」を設置する。

2 避難退域時検査の実施

避難や一時移転する住民を対象に行うスクリーニングについて、名称を「避難退域時検査」とし、避難等の迅速性を確保するため、検査手順を変更する。

- 検査手順
 変更前：避難所等において全住民に検査を実施
 変更後：避難経路において段階的な検査を実施
 ・自家用車等を利用し避難等を行う住民については、車両の検査を実施
 ↓
 ・車両に汚染が認められた場合のみ、乗員のうち1名(代表者)に対して検査を実施
 ↓
 ・代表者に汚染が認められた場合のみ、乗員の全員に対して検査を実施

3 緊急時活動レベル(EAL)の判断基準の見直し

住民避難等の防護措置をより適切なタイミングで実施できるよう緊急時活動レベル(EAL)の判断基準を見直しする。

- 基準の見直し(例)
 警戒事態
 <自然災害(地震)>
 変更前：本県において、震度6弱以上の地震が発生した場合
 変更後：志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合
 <自然災害(津波)>
 変更前：本県において、大津波警報が発令された場合
 変更後：志賀町沿岸を含む津波予報区*において、大津波警報が発令された場合

※ 石川県の津波予報区(2区)のうち石川県能登(かほく市以南を除く)が該当